

高崎健康福祉大学 学位規程

(趣旨)

第1条 高崎健康福祉大学学則及び、高崎健康福祉大学大学院学則第22条第3項の規定により、高崎健康福祉大学（以下「本学」という。）及び高崎健康福祉大学大学院（以下「本大学院」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は学士、本大学院において授与する学位は修士および博士とする。

2 本大学院において授与する修士及び博士の学位については、高崎健康福祉大学大学院学則（以下「本大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

3 学士の学位については、高崎健康福祉大学学則の定めるところによる。

(学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、修士課程または博士前期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、博士後期課程を修了した者、薬学研究科においては博士課程を修了した者に授与する。

3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院の博士後期課程を経ない者、薬学研究科においては博士課程を経ない者であっても、本大学院に学位論文を提出し、研究科の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与するものとする。

(学位論文の提出)

第4条 学位論文は、在学期間中に提出するものとし、その時期および提出に必要な事項は、研究科において定める。

2 前条第3項に該当する者の学位論文の提出および学位の申請に関する事項は、別に定める。

(学位論文)

第5条 学位論文は、自著とし、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文提出者に、論文の訳文等の提出を求めることができる。

3 受理した学位論文は、返還しない。

(審査の付託)

第6条 研究科長は、研究科委員会に、学位論文の審査を付託する。

(審査委員会)

第7条 学位論文の審査および最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。

2 審査委員会は、研究科委員会において指名する大学院担当専任教員2名以上の審査委員(指導教員を除く)をもって組織する。ただし、研究科委員会において必要と認めるときは、審査委員以外の教員または他の大学の大学院もしくは研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。

3 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目につき筆答または口頭によって行う。

(学力の確認)

第8条 学力の確認は、学位論文を中心として、これに関連のある専門分野および外国語について、筆答または口頭によって行う。

(審査期間)

第9条 修士論文の審査は、提出者の在学期間内に終了しなければならない。

2 博士論文の審査は、受理した日から1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第10条 審査委員会は学位論文の審査および最終試験が終了したときは、その結果を研究科委員会に報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第11条 研究科委員会は、前条に規定する報告に基づき、修士または博士の学位を授与するか否かを審議する。

2 前項に規定する合否の審議をするには、研究科委員会の構成員の3分の2以上の出席を要し、かつ、出席者の過半数の賛成がなければならない。ただし、6ヶ月以上の長期出張中の者および休職中の委員は、構成員の総数から除く。

(学長による決定)

第12条 研究科長は、研究科委員会において前条に規定する審議を行ったときは、審議の結果を学長に報告しなければならない。学長は研究科長の報告に基づき、修士または博士の学位の授与に関する決定を行う。

(学位の授与)

第13条 学長は、学位を授与すべきものと認めた者には、学位記を交付して学位を授与し、学位を授与すべきでないものと認めた者には、その旨を通知する。

(専攻分野の付記)

第14条 前条の規定により授与する学位には、下記の専攻分野の名称を付記する。

健康福祉学研究科

医療福祉情報学専攻修士課程	修士（医療福祉情報学）
保健福祉学専攻博士前期課程	修士（保健福祉学）
保健福祉学専攻博士後期課程	博士（保健福祉学）
食品栄養学専攻博士前期課程	修士（食品栄養学）
食品栄養学専攻博士後期課程	博士（食品栄養学）

薬学研究科

薬学専攻博士課程	博士（薬学）
----------	--------

保健医療学研究科

看護学専攻修士課程	修士（看護学）
	修士（助産学）
理学療法学専攻修士課程	修士（理学療法学）

（学位の名称）

第15条 本大学院の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「高崎健康福祉大学」と付記する。

（学位授与の報告）

第16条 本大学院は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（論文要旨等の公表）

第17条 本大学院は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に当該博士の学位に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本大学院の承認を受け、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学院は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

（学位授与の取消し）

第19条 本大学院において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

2 教授会または研究科委員会が前項の規定による議決をなす場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃には大学運営協議会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とし、学長の決裁を仰ぐものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 10 前項の規定にかかわらず、この規程による改正後の高崎健康福祉大学学位規程中第3条第3項に基づく博士論文に関する部分は、別に定める日から施行する。